

保護者 様

東京都立桜町高等学校長  
高 橋 仁  
(公印省略)

東京都立高等学校等給付型奨学金の家計急変世帯への支援について

日頃より本校の教育活動に御理解御協力を賜り、誠にありがとうございます。

一般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、家計が急変し、収入が激減した世帯に対して、東京都立高等学校等給付型奨学金を支給することとなりましたので、下記のとおりお知らせします。対象となり、希望される方は御申請くださいますようお願いいたします。

記

1 東京都立高等学校等給付型奨学金について

(1) 制度の概要

家庭の経済状況にかかわらず、生徒が希望する進路に挑戦できるよう、生徒が学校の選択的教育活動に参加するために必要な経費を東京都が保護者に代わり支払う制度です。

※ 保護者の方に直接振込まれるものではありません。

(2) 家計急変により新たに対象となる世帯及び支給限度額

支給対象世帯	世帯年収目安	支給限度額
保護者等全員の都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が <b>非課税に相当すると認められる世帯</b>	約 250 万円未満	50,000 円
保護者等全員の都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額を合算した額が <b>8 万 5, 5 0 0 円未満に相当すると認められる世帯</b>	約 250 万円～ 約 350 万円未満	30,000 円

(裏面に続く)

## 2 申請について

### (1) 必要書類

ア 東京都立高等学校等給付型奨学金の受給に係る申請書（家計急変世帯）（☆）

イ 家計急変の発生事由を証明する書類

離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業届出、勤務先の休業案内、家計急変前後のシフト表など

ウ 家計急変後の収入を証明する書類

お勤めの方・・・会社作成の給与見込証明書又は直近の給与明細(3ヶ月分)

自営業の方・・・税理士又は公認会計士の作成した証明書類、又は収支計算書（☆）

エ 保護者等の扶養親族の人数・年齢等を確認する書類

扶養親族の記載された課税証明書、特別徴収税額通知書、住民税納税通知書、扶養親族分の健康保険証の写し

※ 課税証明書等は、最新のもの（令和2年度）を提出してください。

※ 課税証明書等により扶養親族が確認できない場合は、扶養親族の健康保険証の写しを提出してください。

（☆）の付く書類は、経営企画室にて配布します。申請を希望される方は、経営企画室までご連絡ください。

### (2) 申請書類提出先

東京都立桜町高等学校 経営企画室窓口

### (3) 提出期限

**第1回 令和3年5月31日（水）まで**

認定対象期間は、家計が急変した日によって異なりますので、ご注意ください。

#### 【問合せ先】

東京都立桜町高等学校 経営企画室

担当 須田

住所：世田谷区用賀二丁目4番1号

電話番号：03-3700-4330